



2026年6月24日

各位

会社名 株式会社西島製作所
代表者 代表取締役 CEO 原田 耕太郎
(コード番号 6363 東証プライム市場)
問合せ先 サポート本部副本部長 宇崎 洋
(TEL. 072-695-0551)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,005株
(3) 処分価額	1株につき 2,914円
(4) 処分総額	75,778,570円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役を除きます）5名（執行役員を兼任する者は1名） 10,494株 監査等委員である取締役4名 1,754株 執行役員13名（取締役（監査等委員である取締役を除きます）を兼任する者は1名） 13,757株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、当社取締役及び当社執行役員（以下、「対象取締役等」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました（「本制度」といいます。）。また、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び、監査等委員である取締役に対して金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について、その金銭報酬債権を年額3千万円以内から年額5千万円以内に増額する承認をいただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

当社取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度により当社が取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年45,000株以内、監査等委員である取締役については、年9,000株以内であり、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式の処分を受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当社取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①当社取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権

の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用することを目的といたしまして、金銭報酬債権合計 75,778,570 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、普通株式合計 26,005 株を割当てることといたしました。

また、本制度の導入目的である株主価値の共有をできる限り長期間にわたって実現するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に関しては、譲渡制限期間は 30 年とし、執行役員には中期インセンティブとして、譲渡制限期間を 3 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 22 名（取締役（監査等委員である取締役を除く）の内、執行役員を兼任する者は 1 名）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

＜取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役を対象とする本割当契約＞

(1) 譲渡制限期間

2026 年 7 月 22 日～2056 年 7 月 21 日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、当社取締役が任期満了等、当社の取締役会が認める正当な事由により退任した場合の取扱い

・譲渡制限の解除時期

当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

・譲渡制限の解除株式数

当該退任時点において保有する本割当株式の数に、取締役の譲渡制限期間に係る在任期間（月単位）を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 譲渡制限解除後における違約金及び損害賠償の請求等（クローバック条項）

当社取締役会が正当な事由に基づき本株式の譲渡制限を解除した場合でも、その譲渡制限解除後 2 年間に於いて、当社の事前の承諾なく協業禁止義務違反等に該当した場合は、当社は対象取締役に対し、本株式の価額相当額を違約金として支払うこと（又は本株式の無償譲渡）を求めることができる。また、違約金を上回る損害が当社に発生した場合には、当社は当該損害の賠償を請求する。なお、本規定は、過去に締結された譲渡制限株式割当契約に基づき付与された株式のうち、譲渡制限解除後 2 年を経過しない株式についても遡及して適用される。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該時点において保有する本割当株式の数に、取締役の譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。ただし、

計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。

(8) 秘密保持

在職しているか否かにかかわらず、在職中に知り得た秘密情報を一切第三者に開示、漏洩又は使用してはならない。

＜執行役員を対象とする本割当契約＞

(1) 譲渡制限期間

2026年7月22日～2029年7月21日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社執行役員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、当社執行役員が任期満了等、当社の取締役会が認める正当な事由により退任した場合の取扱い

・譲渡制限の解除時期

当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

・譲渡制限の解除株式数

当該退任した時点において、保有する本割当株式の全部の譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に

係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該時点において保有する本割当株式の数に、執行役員の譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の**第145期事業年度**の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を、出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、**2026年6月23日**（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である **75,778,570 円**としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

5. その他

対象となる取締役、監査等委員である取締役及び執行役員が非居住者の場合には、譲渡制限付株式付与のための報酬に代えて、金銭報酬を支給します。

以 上